

2020年4月9日

スタッフ・メンバーさん・ご家族・関係者の皆さま

社会福祉法人みなと舎
理事長 飯野雄彦

緊急事態宣言への法人対応について（お知らせ）

4月7日に安倍晋三首相より、7都道府県に「新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言」が出されました。そして、厚生労働省より「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応（令和2年4月7日付）及び社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（令和2年3月6日付）」に基づき、入所施設（居住系サービス含む）においては暮らしの継続支援と保護の観点から事業の通常継続に努め、通所事業所（短期入所含む）においては、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討しながら、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにしていきます。

また、感染拡大を防止する観点から、当法人において当面の間以下の対応を行いますので、スタッフ・メンバーさん・ご家族・関係者の皆様においてもご理解とご協力をお願いいたします。

記

◎ 職員等への対応について

【日常において】

- (1) 3密（密接場所、密集場所、密閉空間）への対応
 - ・密接場所（手の届く距離に多くの人がいる）
…集まるときは、一定の距離を置く。
 - ・密集場所（近距離での会話や発生がある）
…対面での会話等をなるべく避ける。
 - ・密閉空間（換気の悪い空間）
…日中において、1時間に5分程度の換気を繰り返す。

※ 日常の生活においても「3密」が一度に発生しない生活に心がけてください。

- (2) マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、感染機会を減らすための対策を徹底すること。

【勤務について】

- (1) 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)場合には出勤を行わないことを徹底すること。該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるよう努めること。
過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

- (2) 入所施設については、メンバーさんの暮らしの継続支援と保護の観点から事業の継続を行います。よって、入所施設の職員体制に課題が生じる場合は、法人内他の事業所の人員配置を鑑み、職員の勤務調整を行い、入所施設での勤務に就いていただくこともありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【職員の同居する家族について】

- (1) 「職員等への対応について(1)から(3)」については、同居しているご家族にも留意して努めていただくよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- (2) 「同居している方」が勤務する事業所や通学している学校等(以下、当該事業所等という)に所属する方の中で、「新型コロナウイルス感染者」が出た場合。
→同居者が、所属する当該事業所等から同居家族への外出中止(自宅待機)等の指示等が出された場合、当該事業所等の指示に従い、電話にて所属管理者にご報告をお願いします。
→同居する家族が「PCR検査」の対象者になった場合(濃厚接触者の可能性がある場合を含む)当該事業所等の指示に従ってください。指示がない場合は、検査結果(医療機関からの診断)が出るまでは、「勤務停止」となります。
(「陰性」結果の確認が取れましたら「勤務可」となります。)
→同居する家族が「PCR検査」の結果「陽性」となった場合、同居者は「濃厚接触者」になりますので、「PCR検査」の結果「陰性」の診断が出るまで「勤務停止」となります。
- (3) 上記(2)から(3)の場合、必ず出勤前に、所属管理者にご相談のうえ、出勤してください。

◎メンバーさんにご家族に向けて

- (1) 入所施設(グループホーム含む)の面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限をします。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ります。
- (2) 通所事業所(居宅介護等含む)については、通所前の検温(37.5度以上の場合、事業所にご連絡ください。)と体調管理の把握の徹底をお願いします。また、ご家庭内において、ご家族等による介護や生活の支援に大きな課題がない場合は、外出等を控えた生活へのご配慮をお願いいたします。
- (3) 当法人の事業所での活動において、6月末までは人混みへの外出や公共交通機関の利用を控えさせていただきます。(2020年2月18日通知の延長)

◎外部来訪者に向けて

委託業者等について、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内(靴を脱いで)に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館をお断りいたします。

以上